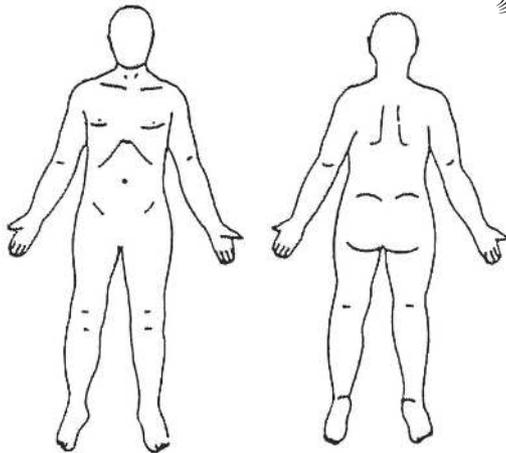


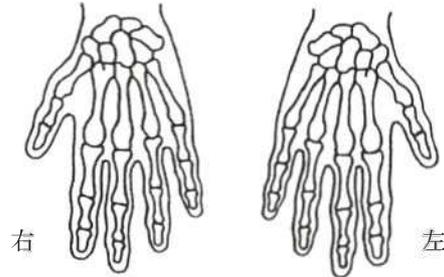
1 神経学的所見その他の機能障害(形態異常)の所見(該当するものを○で囲み、参考図示及び表に必要な事項を記入すること。)

- ア 感覚障害(下記図示) : なし・感覚脱失(表在・深部)・感覚鈍麻(表在・深部)・異常感覚
- イ 運動障害(下記図示) : なし・弛緩性麻痺・痙性麻痺・固縮・不随意運動・しんせん・運動失調・拘縮・強直・その他()
- ウ 起因部位 : 脳・脊髄・末梢神経・筋肉・骨関節・その他
- エ 排尿・排便機能障害 : なし・あり
- オ 形態異常 : なし・脳・脊髄・四肢・その他

・利き手(右・左)



参考図示



右		左
	上肢長 cm	
	下肢長 cm	
	上腕周径 cm	
	前腕周径 cm	
	大腿周径 cm	
	下腿周径 cm	
	握力 kg	

×変形 ■切離断 ▨感覚障害 ▨運動障害
(注) 関係ない部分は記入不要

計測法：
 上肢長 : 肩峰→橈骨茎状突起
 下肢長 : 上前腸骨棘→(脛骨)内果
 上腕周径 : 最大周径
 前腕周径 : 最大周径
 大腿周径 : 膝蓋骨上縁上10cmの周径
 下腿周径 : 最大周径

2 ブレンストロームステージ(脳血管障害の場合に記入すること。)

- 右 上肢() ・手指() ・下肢()
- 左 上肢() ・手指() ・下肢()

3 動作・活動

各欄に、○-自立、△-半介助、×-全介助又は不能のいずれかを記入すること。()内のものを使う時は該当するものを○で囲むこと(その場合、当該項目については原則自立していないという解釈となり、△又は×となります。)

寝返りをする		箸で食事をする	右	左
座	いすに腰掛ける(背もたれ、肘掛け)	スプーンで食事をする(自助具)	右	左
	足をなげだして座る(背もたれ、支え)	コップで水を飲む	右	左
	正座で座る(背もたれ、支え)	歯ブラシで歯を磨く(自助具)	右	左
位	あぐらで座る(背もたれ、支え)	字を書く	右	左
	横坐りで座る(背もたれ、支え)	シャツを着て脱ぐ		
	支え等がある場合/ない場合の座位保持	あり	なし	分
立ち上がる(手すり、杖、義肢、装具)		ズボンをはいて脱ぐ(自助具)		
片足で立つ	右	顔を洗いタオルでふく		
起立位を保つ(手すり、杖、義肢、装具)	左	タオルを絞る		
上記装具等がある場合/ない場合の起立位保持	あり	背中を洗う		
家の中の移動(壁、杖、義肢、装具、歩行器、車椅子)	分	5kgを超える荷物を下げる(手指で握っても肘で吊り下げてもよい)	右	左
二階まで階段を上がって下りる(手すり、杖)	分	洋式便器に座る		
屋外を移動する(杖、義肢、装具、歩行器、車椅子)	あり	排泄の後始末をする		
上記装具等がある場合/ない場合の歩行距離	km	ひもを結ぶ		
公共の乗物を利用する	なし	ワイシャツのボタンをとめる		

4 関節可動域 (ROM) と筋力テスト (MMT)

この表は障害のある部分についてもれなく記入すること。制限が認められない場合又は測定不能の場合は、その理由を備考欄に明記すること。**既存の障害認定部位についても評価すること。**

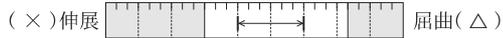
筋力テスト	関節可動域	筋力テスト	関節可動域	筋力テスト
↓	↓	↓	↓	↓
体 幹				
() 前屈	180 150 120 90 60 30 0 30 60 90	後屈 ()	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180	右屈 ()
() 前屈		後屈 ()		右屈 ()
右 上 肢 左				
() 屈曲	180 150 120 90 60 30 0 30 60 90	伸展 ()	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180	屈曲 ()
() 外転		内転 ()		外転 ()
() 外旋		内旋 ()		外旋 ()
() 屈曲		伸展 ()		屈曲 ()
() 回外		回内 ()		回外 ()
() 掌屈		背屈 ()		掌屈 ()
() 屈曲		伸展 ()		屈曲 ()
() 屈曲		伸展 ()		屈曲 ()
() 屈曲		伸展 ()		屈曲 ()
() 屈曲		伸展 ()		屈曲 ()
() 屈曲		伸展 ()		屈曲 ()
() 屈曲		伸展 ()		屈曲 ()
() 屈曲		伸展 ()		屈曲 ()
() 屈曲		伸展 ()		屈曲 ()
() 屈曲		伸展 ()		屈曲 ()
右 下 肢 左				
() 屈曲	180 150 120 90 60 30 0 30 60 90	伸展 ()	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180	屈曲 ()
() 外転		内転 ()		外転 ()
() 外旋		内旋 ()		外旋 ()
() 屈曲		伸展 ()		屈曲 ()
() 底屈		背屈 ()		底屈 ()

注：

- 1 関節可動域は、他動的可動域を原則とする。
- 2 関節可動域は、基本肢位を0度とする日本整形外科学会日本リハビリテーション医学会の指定する表示法とする。
- 3 関節可動域の図示は、のように両端に太線をひき、その間を矢印で結ぶ。強直の場合は、強直肢位に波線(≡)を引く。
- 4 筋力については、表()に×△○印を記入する。
×印は、筋力が消失又は著減(筋力0、1、2該当)
△印は、筋力半減(筋力3該当)
○印は、筋力正常又はやや減(筋力4、5該当)

- 5 (PIP)の項で母指は(IP)関節を指す。
- 6 DIPその他手の対立内外転等の表示は必要に応じ備考欄を用いる。
- 7 図中塗り潰した部分は、参考的正常範囲外の部分で、反張膝等の異常可動はこの部分にはみ出し記入となる。

例示



備考

※ 脳血管障害に係る障害については、原則として発症から6箇月以降(障害が固定している場合にあっては、3箇月以降)に認定するのが適当とされています。

※ 遷延性意識障害に係る障害については、原疾患についての治療が終了し、医学的、客観的な観点から、機能障害が永続すると判断できるような場合に、認定の対象となります。

※ 認知症等、精神機能の衰退に起因する日常生活動作不能の状態を身体障害とするのは適当ではありません。

